

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

報告事項名

頁

(教育指導部)

- | | |
|---|----|
| (1) 令和8年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果について…………… | 2 |
| (2) 児童・生徒の性行不良による出席停止に関する規則改正及びマニュアルの策定について(案) …… | 6 |
| (3) 「令和8年度水泳指導実施状況調査」報告について…………… | 13 |
| (4) チャレンジクラス「シエスタ」の運営状況等について(経過報告) …………… | 15 |
| (5) 不登校未然防止に向けた早期相談チラシの配付について…………… | 21 |
| (6) 【追加】令和9年度知的固定学級の西側エリア新設について…………… | 23 |
| (7) (仮称) 小学校版SSRの令和8年度モデル設置について…………… | 25 |

(学校運営部)

- | | |
|---|----|
| (8) 東湊江小学校改築工事における新校舎完成時期の遅れによる開校時期の変更について …… | 28 |
| (9) 竹の塚中学校と湊江中学校の第2回統合地域協議会の結果について…………… | 30 |
| (10) 学校給食における区共通禁止食材の追加について…………… | 32 |

(子ども家庭部)

なし

(教 育 委 員 会)

文教委員会報告資料

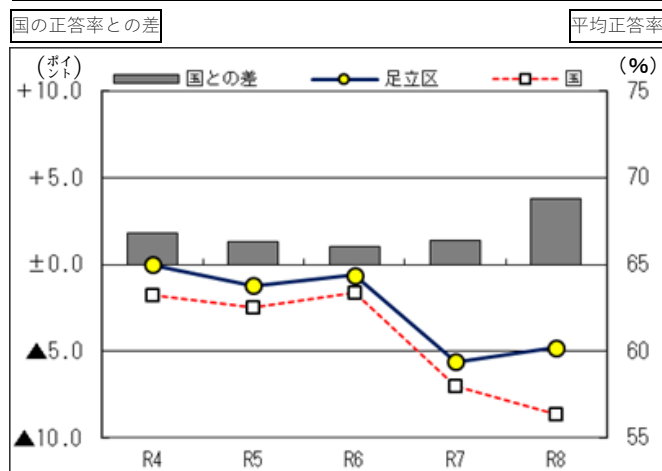
令和8年10月9日

件名	令和8年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果について																				
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																				
内容	文部科学省より提供された令和8年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果に基づき、以下のとおり報告する。 なお、教科調査では、中学3年生の英語4技能（聞くこと、読むこと、書くこと、話すこと）はC B T※1、それ以外についてはP B T※2で実施された。 ※1 C B T (Computer Based Testing) =タブレット端末で解答するテスト方式。 ※2 P B T (Paper Based Testing) =紙で出題・解答する従来のテスト方式。 1 結果概要 (1) 小学6年生 国語の区平均正答率は、過去2年全国値を下回っていたものの、令和8年度は+0.4ポイントと改善した。これにより、3年ぶりに国語・算数ともに国の平均正答率を上回った。 (2) 中学3年生 国語・数学の区平均正答率は、3年連続で全国値を－1.0ポイント以内で下回っている。英語（3年に一度の調査）は、令和8年度より平均I R Tスコアでの公表となったが、R5に続いて全国値を上回った。 2 教科別の調査結果 (1) 小学6年生 ア 国語 P B T方式 上段：平均正答率 下段：(平均正答数) <table><tr><th>年度</th><th>出題数</th><th>区</th><th>国</th><th>国との差</th></tr><tr><td>R6</td><td>14問</td><td>65.7% (9.2問)</td><td>67.7% (9.5問)</td><td>▲2.0P (▲0.3問)</td></tr><tr><td>R7</td><td>14問</td><td>65.7% (9.2問)</td><td>66.8% (9.4問)</td><td>▲1.1P (▲0.2問)</td></tr><tr><td>R8</td><td>13問</td><td>61.3% (8.0問)</td><td>60.9% (7.9問)</td><td>+0.4P (+0.1問)</td></tr></table> 国の正答率との差 平均正答率	年度	出題数	区	国	国との差	R6	14問	65.7% (9.2問)	67.7% (9.5問)	▲2.0P (▲0.3問)	R7	14問	65.7% (9.2問)	66.8% (9.4問)	▲1.1P (▲0.2問)	R8	13問	61.3% (8.0問)	60.9% (7.9問)	+0.4P (+0.1問)
年度	出題数	区	国	国との差																	
R6	14問	65.7% (9.2問)	67.7% (9.5問)	▲2.0P (▲0.3問)																	
R7	14問	65.7% (9.2問)	66.8% (9.4問)	▲1.1P (▲0.2問)																	
R8	13問	61.3% (8.0問)	60.9% (7.9問)	+0.4P (+0.1問)																	

イ 算数 PBT方式

上段：平均正答率 下段：(平均正答数)

年度	出題数	区	国	国との差
R 6	16 問	64.4% (10.3 問)	63.4% (10.1 問)	+1.0P (+0.2 問)
R 7	16 問	59.4% (9.5 問)	58.0% (9.3 問)	+1.4P (+0.2 問)
R 8	16 問	60.2% (9.6 問)	56.4% (9.0 問)	+3.8P (+0.6 問)

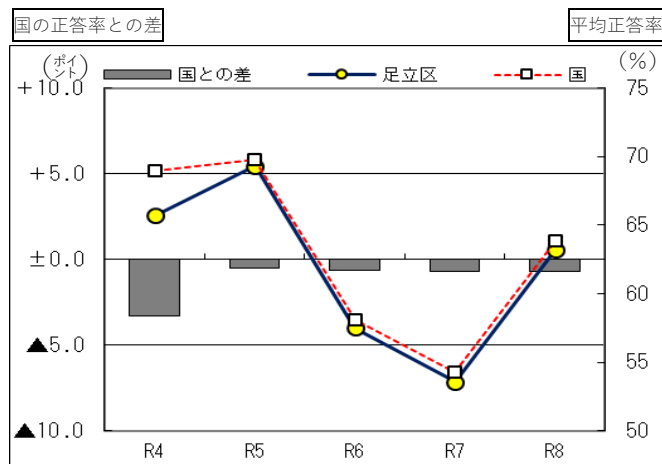


(2) 中学3年生

ア 国語 PBT方式

上段：平均正答率 下段：(平均正答数)

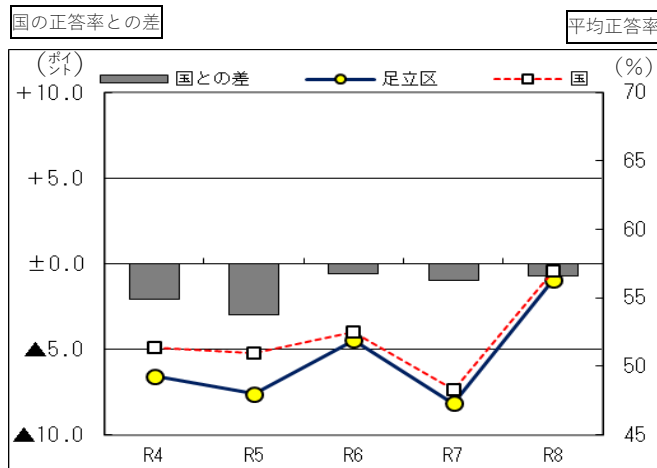
年度	出題数	区	国	国との差
R 6	15 問	57.5% (8.6 問)	58.1% (8.7 問)	▲0.6P (▲0.1 問)
R 7	14 問	53.6% (7.5 問)	54.3% (7.6 問)	▲0.7P (▲0.1 問)
R 8	15 問	63.2% (9.5 問)	63.9% (9.6 問)	▲0.7P (▲0.1 問)



イ 数学 PBT方式

上段：平均正答率 下段：(平均正答数)

年度	出題数	区	国	国との差
R 6	16 問	51.9% (8.3 問)	52.5% (8.4 問)	▲0.6P (▲0.1 問)
R 7	15 問	47.3% (7.1 問)	48.3% (7.2 問)	▲1.0P (▲0.1 問)
R 8	16 問	56.3% (9.0 問)	57.0% (9.1 問)	▲0.7P (▲0.1 問)



ウ 英語（3年に一度の調査） CBT方式

【英語4技能 平均IRTスコア※3】

年度	区	国※4	国との差
R 8	507	499	8P

※3 平均IRTスコア=基準を500とした得点で表示。

※4 国の平均IRTスコアは英語4技能を当日に実施した学校の生徒の結果
(国公私立500校：46,645人分)を集計したもの。

参考《英語調査の過去の結果との比較》

① 聞くこと、読むこと、書くこと PBT方式

上段：平均正答率 下段：(平均正答数)

年度	出題数	区	国	国との差
R 1	21 問	55.2% (11.6 問)	56.0% (11.8 問)	▲0.8P (▲0.2 問)
R 5	17 問	47.1% (8.0 問)	45.6% (7.7 問)	+1.5P (+0.3 問)

② 話すこと CBT方式

上段：平均正答率 下段：(平均正答数)

年度	出題数	区	国	国との差
R 5	5 問	14.0% (0.7 問)	12.4% (0.6 問)	+1.6P (+0.1 問)

3 今後の方針

区全体の傾向・解説および領域別・観点別の詳細結果を区ホームページに掲載する（令和9年2月予定）。

《参考》

【実施概要】

1 小学6年生

調査項目	実施期間	実施方式	受検人数
国 語	令和8年4月23日（木）	P B T	4,671 人
算 数			4,674 人
質問調査	令和8年4月24日（金） ～5月 8日（金）	C B T	4,665 人

2 中学3年生

調査項目	実施期間	実施方法	受検人数
国 語	令和8年4月23日（木）	P B T	3,926 人
数 学			3,922 人
英 語 （4技能） ≪3年に1度の実施≫	（3技能） 聞くこと 読むこと 書くこと 令和8年4月20日（月） ～4月23日（木） 予備日：4月24日（金）	C B T	3,769 人
	話すこと 当日実施： 令和8年4月24日（金） ・4月27日（月） ※全国から500校抽出 期間内実施： 令和8年4月28日（火） ～5月29日（金）		
質問調査	令和8年4月20日（月） ～4月23日（木） 予備日：4月24日（金）	C B T	3,906 人

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和8年10月9日

件 名	児童・生徒の性行不良による出席停止に関する規則改正及びマニュアルの策定について（案）
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	児童・生徒の性行不良による出席停止を命じる場合の手続きに関する規定を整備する必要があるため、「足立区立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）を改正するとともに、出席停止制度の適正な運用を図るため、出席停止に関する手続きマニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定する。 【参考】出席停止の根拠規定 学校教育法（抜粋） 第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。 - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 - 三 施設又は設備を損壊する行為 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。 3 <u>前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。</u> 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。 1 規則の改正について （1）改正内容（詳細は、P 9～11 新旧対照表参照） 出席停止の命令の手續及び教育上必要な措置に関し、必要な事項を定める。 （2）改正の根拠 文部科学省「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日 初等中等教育局長通知。P 12 参照）を参考とした。

2 マニュアルの策定について（別添資料 1 参照）

（1）出席停止に係る事務手続きの流れ

- ア 出席停止までに学校が行う処理
- イ 出席停止までに区教委が行う処理
- ウ 出席停止決定後に学校が行う処理
- エ 出席停止決定後に区教委が行う処理
- ※ 手続のフロー図は、次頁のとおり。

（2）関係様式

- ア 出席停止に関する意見具申書
校長が作成し、教育委員会へ提出
- イ 個別の指導計画案（例）
出席停止期間の指導内容、指導方法、学習計画について記載
- ウ 意見聴取に係る通知書
教育委員会が作成し、当該児童・生徒保護者へ通知
- エ 出席停止決定通知書
教育長が決定
- オ 出席停止期間変更に関する意見具申書（解除する場合のみ）
校長が作成し、教育委員会へ提出
- カ 出席停止期間変更通知書
教育長が決定

（3）出席停止に係る手続等のフロー

学校と教育委員会の対応をフローで明示

（4）指導要録及び出席簿の記載の参考例

（5）チェックリスト

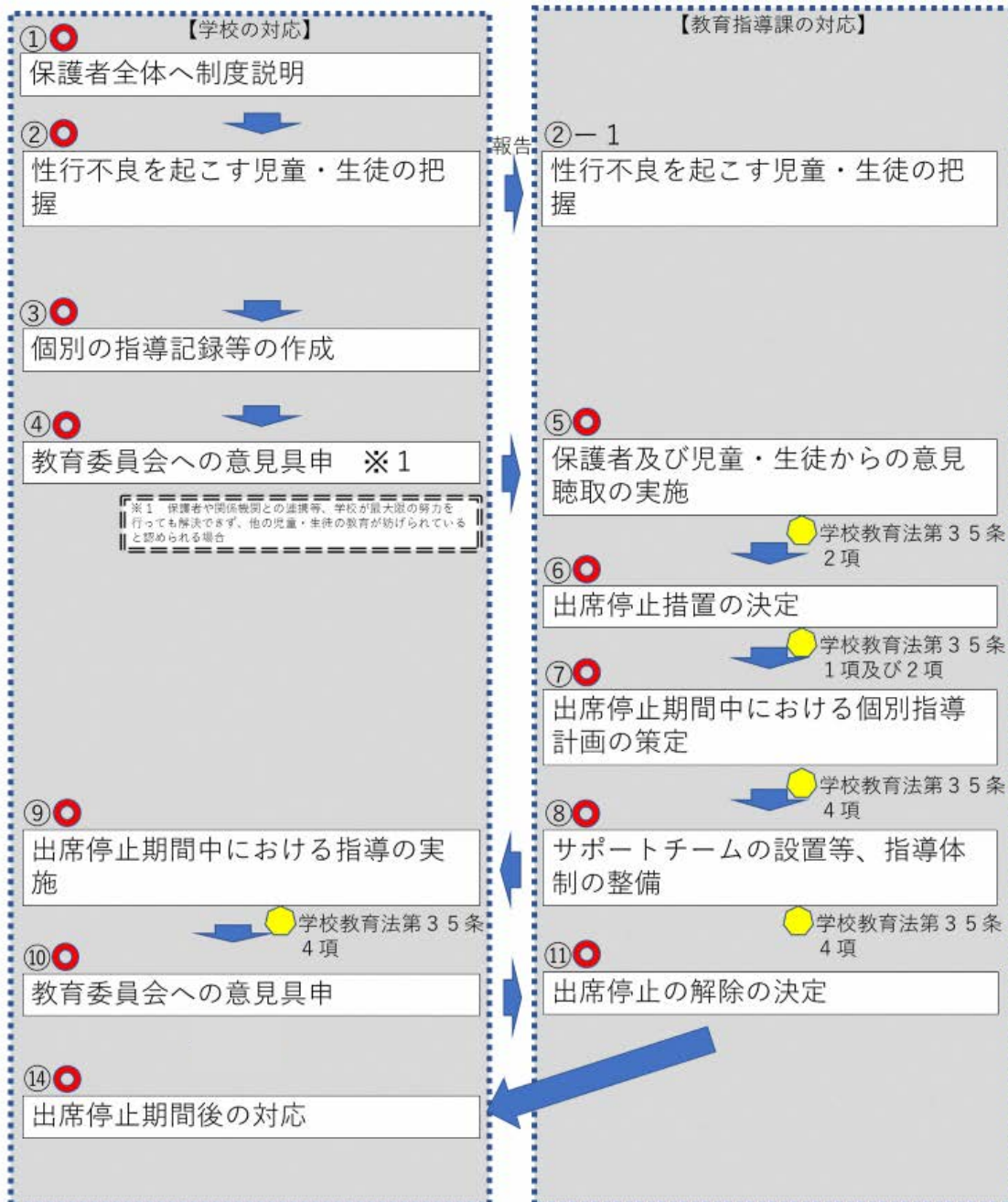
性行不良による出席停止についての理解を図り、組織的な対応を行うことを明示。性行不良の未然防止に努めることが目的。

3 今後の予定（案）

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 令和 8 年 1 1 月 | 教育委員会に規則改正議案の提出・マニュアル策定の報告 |
| 1 2 月 | 議会報告（規則改正・マニュアル策定） |
| 令和 9 年 1 月 | 改正規則の施行、制度の運用開始 |

出席停止に係る対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課



● 根拠法令
● 要保護者連絡

出席停止に係る対応チェックリストを参照すること

足立区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年 9 月27日教育委員会規則第10号	○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年 9 月27日教育委員会規則第10号
第 1 条から第25条まで 省略	第 1 条から第25条まで 改正前のとおり
(出席停止) 第25条の 2 <u>教育委員会は、次に掲げる行為の 1 又は 2 以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。</u>	(出席停止) 第 25 条の 2 <u>校長は、児童又は生徒が法第 3 5 条第 1 項各号（法第 4 9 条において準用する場合を含む。）に掲げる行為の 1 又は 2 以上を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると判断したときは、次に掲げる書類を添付した出席停止に関する意見具申書により、委員会に当該児童又は生徒の出席停止（以下「出席停止」という。）について具申するものとする。</u>
<u>(1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為</u>	<u>(1) 当該児童又は生徒に係る指導記録</u>
<u>(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為</u>	<u>(2) 当該児童又は生徒に係る個別指導計画案</u>
<u>(3) 施設又は設備を損壊する行為</u>	
<u>(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為</u>	
2 <u>前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を明記した文書を交付する。</u>	
3 <u>前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続及び教育上必要な措置に関し必要な事項は、別に定める。</u>	
(新設)	<u>(意見聴取)</u> 第25条の 3 <u>委員会は、法第 3 5 条第 2 項（法第 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ前条に規定する児童又は生徒の保護者からの意見を聴取しなければならない。</u>
	2 <u>委員会は、前項の規定により保護者から意見を聴取する場合、当該児童又は生徒からの意見も聴取するように努めるものとする。</u>
	3 <u>委員会は、前 2 項の規定により意見を聴取する場合、あらかじめ意見聴取に係る通知書により保護者に対し、その旨を通知するものとする。</u>

改正前	改正後
(新設)	<u>(出席停止の命令)</u> 第 25 条の 4 委員会は、法第 3 5 条第 1 項（法第 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定により出席停止を命ずるに当たっては、第 25 条の 2 の規定による具申、前条の規定による意見聴取の内容等を十分に参酌するものとする。 2 法第 3 5 条第 2 項（法第 4 9 条において準用する場合を含む。）に規定する理由及び期間を記載した文書とは、出席停止決定通知書とする。 3 出席停止の期間（以下「出席停止期間」という。）は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とし、2 週間を上限とする。
(新設)	<u>(生活態度等の報告)</u> 第 25 条の 5 校長は、委員会に、出席停止期間中における出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等を随時報告するものとする。
(新設)	<u>(出席停止期間の変更の具申)</u> 第 25 条の 6 校長は、出席停止期間の変更が相当と認められる場合は、出席停止に係る児童又は生徒の個別指導計画案を添付した出席停止期間変更に関する意見具申書（以下この条において「期間変更具申書」という。）により、委員会にその旨を具申するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ当該児童又は生徒の保護者に、期間変更具申書を提出する旨を通知するものとする。
(新設)	<u>(出席停止期間の変更の決定等)</u> 第 25 条の 7 委員会は、前条の規定による校長の具申により、出席停止期間中において、出席停止に係る児童若しくは生徒の生活態度等に改善が見られ、他の児童若しくは生徒への教育の妨げとならないと判断するとき、又は出席停止に係る児童若しくは生徒の生活態度等に改善が見られず、他の児童若しくは生徒への教育の妨げとなると判断するときは、当該出席停止期間を変更することができる。

改正前	改正後
(新設) (新設) (新設) 第26条から第31条まで 省略	<u>2 委員会は、前項の規定による変更の決定をするときは、前条の規定による具申の内容等を十分に参酌するものとする。</u>
	<u>3 第25条の3及び第25条の4第3項の規定は、出席停止期間の変更(出席停止期間の延長に限る。)について準用する。</u>
	<u>(出席停止期間の変更の通知等)</u> <u>第25条の8 委員会は、前条の規定により変更の決定をしたときは、保護者に対し、出席停止期間変更通知書を交付する。</u>
	<u>(出席停止手続に係る様式等の委任)</u> <u>第25条の9 第25条の2、第25条の3第3項、第25条の4第2項、第25条の6及び前条に規定する出席停止の手続に係る様式は、別に定める。</u>
	<u>第25条の10 前8条に規定するもののほか、出席停止の命令の手続及び教育上必要な措置に関し必要な事項は、別に定める。</u>
	第26条から第31条まで 現行のとおり <u>付 則 (令和8年●月●日教委規則第●号)</u> <u>この規則は、令和9年●月●日から施行する。</u>

出席停止制度の運用の在り方について（通知）

平 1 3 . 1 1 . 6 1 3 文科初 7 2 5 号

各都道府県教育委員会教育長あて

文部科学省初等中等教育局長通知

（中略）

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり（第3項）、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日（平成14年1月1日）までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

（1）規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記1（2）のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手續に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

- 1 保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
- 2 当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
- 3 被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
- 4 出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
- 5 交付文書の記載内容や様式を定める規定
- 6 校長からの意見具申に関する規定
- 7 その他出席停止の手續に関する必要な規定

また、これらの手續に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

（2）その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和8年10月9日

件 名	「令和8年度水泳指導実施状況調査」報告について																						
所管部課名	教育指導部教育指導課																						
内 容	熱中症予防等により水泳指導を中止する日が生じている状況を踏まえ、各校が教育課程上予定した水泳指導時数に対する、実施状況調査結果について報告する。 1 今年度からの取組 令和8年度から、学校施設管理課・学務課と連携し、5月から水泳指導を開始できる体制を整えたが、今年度は5月以降の気温が低い日が多く、実施時数を十分に確保するまでには至らなかった。 2 調査概要 (1) 調査期間 令和8年8月28日（金）～9月7日（月） (2) 対象 小学校67校、中学校35校 【水泳指導の授業時数】 ※ 水泳指導の授業時数について具体的な規定はないが、学習指導要領に示されている年間標準授業時数を各内容（体づくり運動・器械運動・陸上運動・水泳運動・ボール運動・表現運動・保健等）に配分すると、水泳運動は小中学校共におおむね8～10時間程度となる。これを踏まえ、最終的には校長が指導時数を決定する。 なお、令和8年度の平均予定時数は、小学校9.9時間、中学校8.6時間である。 3 水泳指導の実施時数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th><th>達成 (予定 時数以上)</th><th>概ね達成 (差1～ 2時間)</th><th>予定時数との 差が 大きい学校 (差3時間以上) ※1</th><th>実施率 ※2</th><th>平均実施時数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td><td>51校</td><td>14校</td><td>2校</td><td>97.3%</td><td>9.62時間</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>17校</td><td>17校</td><td>1校</td><td>92.8%</td><td>8.01時間</td></tr> </tbody> </table> ※1 未達成は、A 小学校（第5・6学年）、B 小学校（第3・4学年）、C 中学校（第2学年）の計3校である。 ※2 実施率＝$\frac{\text{実施時数}}{\text{予定時数}}$					校種	達成 (予定 時数以上)	概ね達成 (差1～ 2時間)	予定時数との 差が 大きい学校 (差3時間以上) ※1	実施率 ※2	平均実施時数	小学校	51校	14校	2校	97.3%	9.62時間	中学校	17校	17校	1校	92.8%	8.01時間
校種	達成 (予定 時数以上)	概ね達成 (差1～ 2時間)	予定時数との 差が 大きい学校 (差3時間以上) ※1	実施率 ※2	平均実施時数																		
小学校	51校	14校	2校	97.3%	9.62時間																		
中学校	17校	17校	1校	92.8%	8.01時間																		

	4 未達成校（3校）の状況 予定時数との差が大きい学校の主な理由は、以下のとおり。 （1）A小学校は、6月末にノロウイルスの集団感染が発生した。集団感染発生後、感染拡大防止の観点から、プールの水を入れ替える対応を行ったため、その期間は水泳指導を実施することができなかった。 （2）B小学校は、実施予定日の天候が水泳指導に適さなかった（気温が低い）。この理由で水泳指導を実施できなかった学校は他にもあったが、振替等によって時数を確保できていた。B小学校は、他学年も実施時数に余裕がなく、時間割を入れ替える等の方法で、実施時数を確保することが難しかった。 （3）C中学校は、職場体験の実施期間中は水泳指導を行えなかった。また、運動会前や定期考査前にはそのための教育活動を優先したため、水泳指導を行えなかった。 このようなあらかじめ予定されていた学校行事等の影響を十分に見込んだ計画になっていなかった。 5 教育指導課からの指導 （1）学校行事等による実施機会の減少をあらかじめ見込んだ上で、十分な指導期間を設定するとともに、今年度確保できなかった指導時数については、次年度の指導の中で補う工夫をするよう3校に指導した。 （2）令和9年度も、学校施設管理課、学務課と連携し、5月から水泳指導が開始できる体制をとる。
--	---

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

件名	チャレンジクラス「シエスタ」の運営状況等について（経過報告）				
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課				
内 容	令和8年4月に開設したチャレンジクラス「シエスタ」（以下「シエスタ」という。）の令和8年9月1日時点での運営状況について、以下のとおり報告する。				
	1 運営状況など				
	(1) クラス人数				
		1 年生	2 年生	3 年生	合計
	令和8年5月7日時点	1 人	2 人	2 人	5 人
	令和8年9月1日時点	2 人	4 人	3 人	9 人
	(2) 出席状況				
	一部登校に不安を抱える生徒はいるが、全体的に概ね良好であり、昨年登校できなかった生徒も <u>登校の継続ができています。</u>				
	※ 具体的な登校率については個人の特定に繋がりにくいいため公表はしていない。				
	(3) シエスタの取組				
自分たちで、どのような公共交通機関を利用するのか、どのように調理を行うかなど計画を立て、端末を活用しながら必要な情報を収集し、仲間と協力して実行する体験的な学びを展開している。周囲との関わりの中で実践を重ねることで、自己有用感の育みや生徒同士の関係づくりに繋がるなど、シエスタにおける主体的・協働的な学びが定着しつつある。					
ア 校外学習（生物園、郷土博物館）					
例えば生物園では生き物の生態などを学習し、他者に説明するプレゼン資料を作成					
イ 調理実習					
生徒同士で話し合い、「シエスタバーガー」を作りクラスで喫食					
【調理実習で作った「シエスタバーガー」】					
パンは既製品を使用したのが、野菜を切る、パティ、ソースを作るなどはシエスタの生徒が主体で行った。					
 					

2 アンケートの分析と回答結果について

令和8年7月にシエスタ生徒にアンケートを実施した。

今後は令和8年12月、令和9年3月にも実施する予定である。

(1) 分析

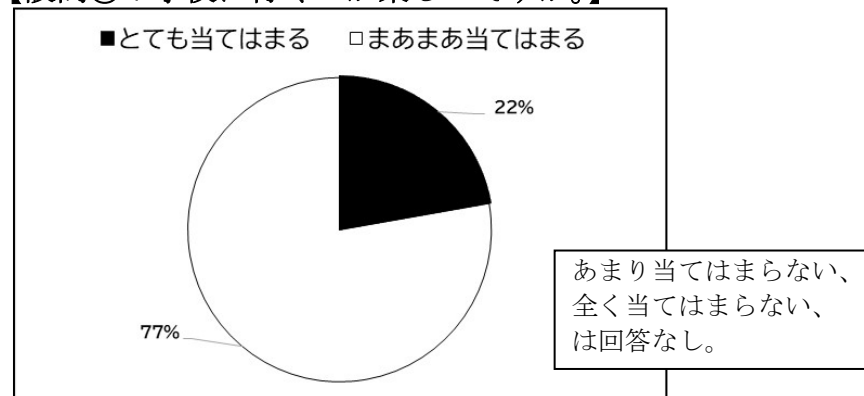
総じてポジティブな回答が多い。担任教員が生徒たちと積極的にコミュニケーションを取り、ありのままの生徒を受け入れている様子が見受けられるなど、教員・生徒間の人間関係を中心としたクラス作りが奏功していると考えられ、シエスタが生徒たちにとって「安心して居られる居場所」となっている可能性がある。

(2) 主な回答結果 (n = 9)

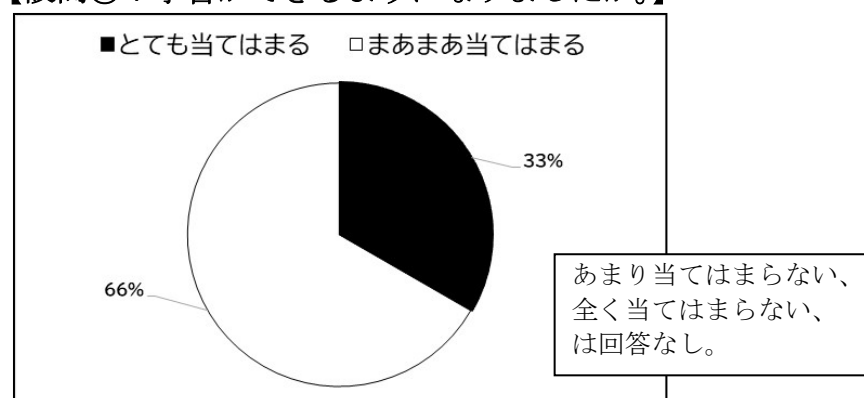
設問は全部で17問あり、主な回答結果を8問ピックアップしている。残りの9問はP19～20「【参考】アンケート回答結果」を参照のこと。

なお、回答比率は回答者数を基礎として算出し、比率の合計が100%に満たない場合がある。

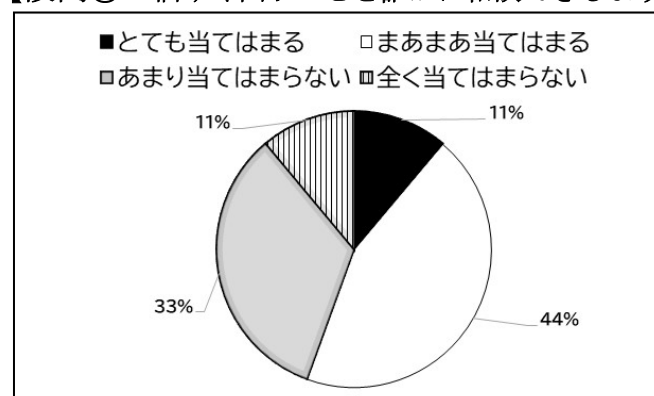
【設問①：学校に行くのが楽しいですか。】



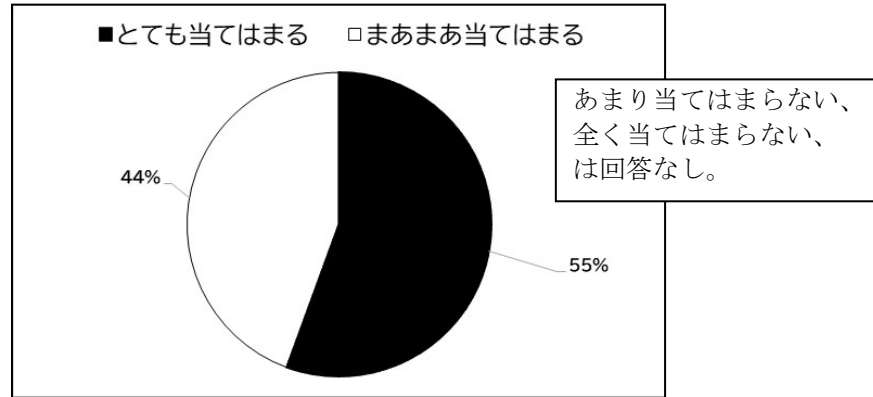
【設問②：学習ができるようになりましたか。】



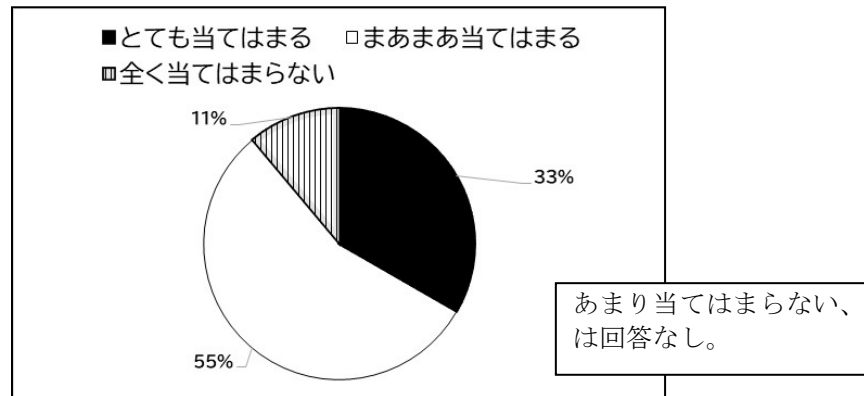
【設問③：悩みや困りごとを誰かに相談できるようになりましたか。】



【設問④：シエスタの先生方は、あなたができるようになったことを認め、励ましてくれますか。】



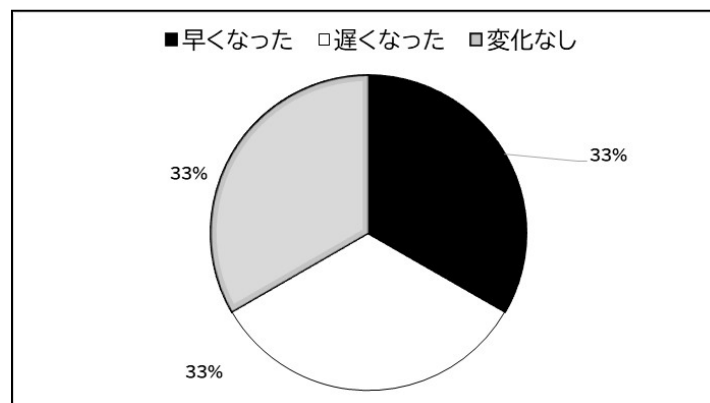
【設問⑤：シエスタ入級後、自分に変化はありましたか。】



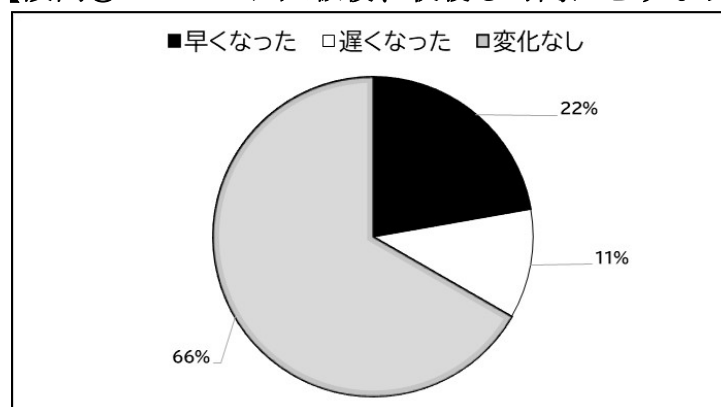
【設問⑥：どのような変化がありましたか。】

Aさん	毎日学校に行けるようになった。
Bさん	学校に行きたいと思うようになった。
Cさん	学校に通えるようになり、自分から勉強ができるようになった。
Dさん	学校に行きやすくなった。
Eさん	授業を受けるのが楽しくなった。
Fさん	前は人に対してあまり気軽に話せなかったが、気軽に話せるようになった。

【設問⑩：シエスタ入級後、朝起きる時間はどうなりましたか。】



【設問⑪：シエスタ入級後、夜寝る時間はどうなりましたか。】

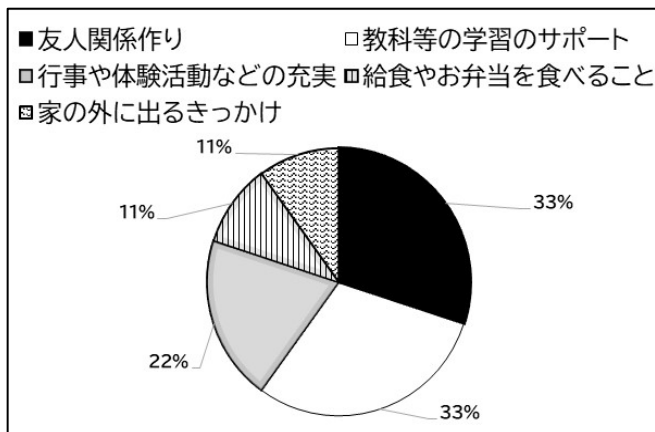


3 今後の方針

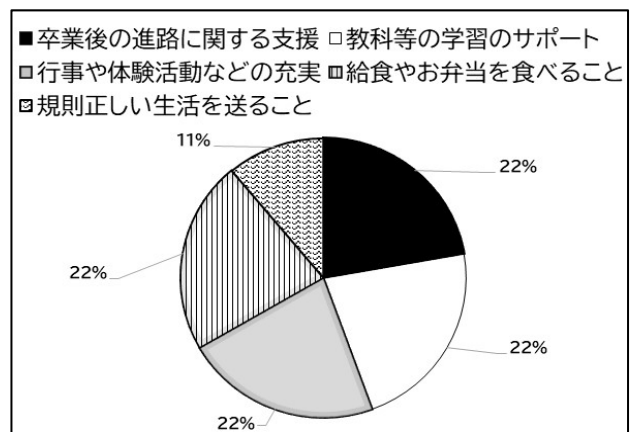
- (1) 設問3から約半数の生徒が悩みや困りごとを誰かに相談しやすい状態ではない可能性がある。学校と連携し、生徒が悩みや困りごとを相談しやすくなるような取組を検討していく。
- (2) 引き続き、シエスタが生徒にとって「安心して居られる居場所」となれるよう、学校と連携していく。
- (3) 不登校の未然防止に繋げるため、シエスタのアンケート結果（年3回）を分析していく。

【参考】アンケート回答結果

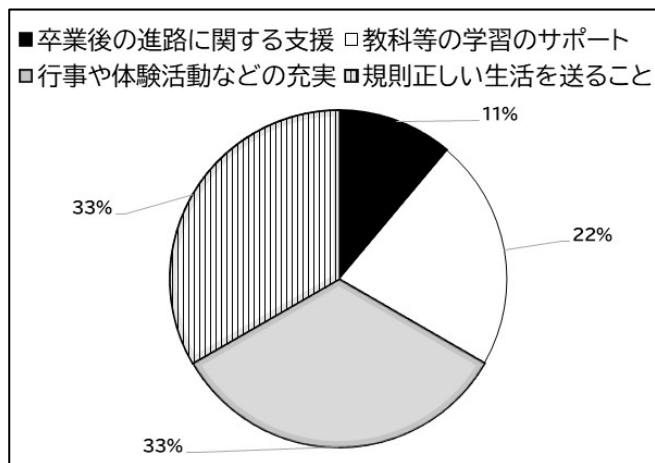
【設問⑦：シエスタに 1番目 に期待していることはなんですか。】



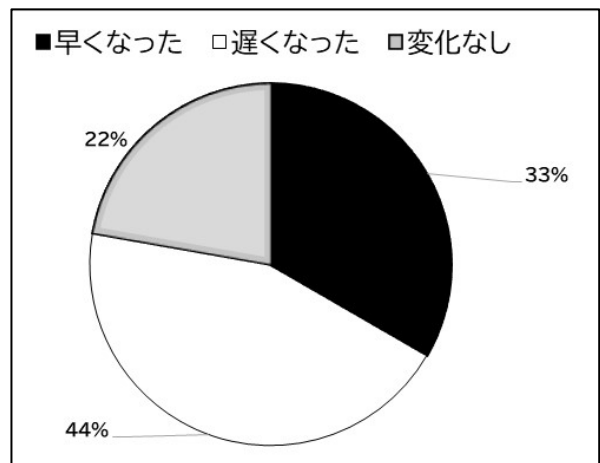
【設問⑧：シエスタに 2番目 に期待していることはなんですか。】



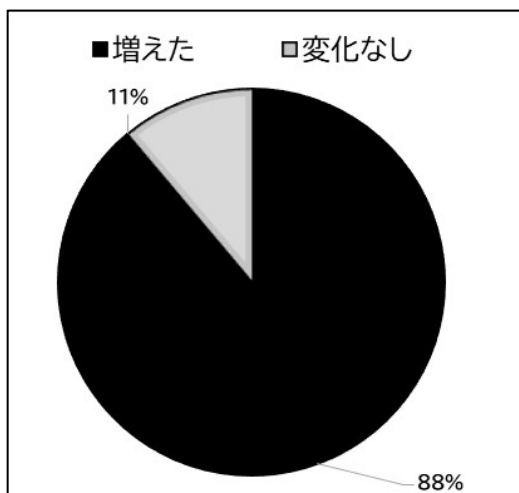
【設問⑨：シエスタに 3番目 に期待していることはなんですか。】



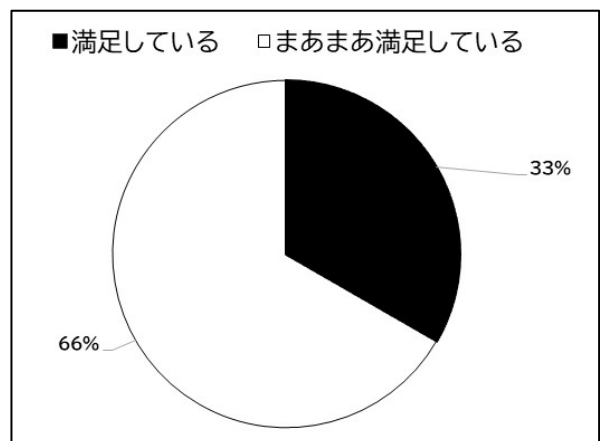
【設問⑩：シエスタ入級後、学校に向かう時間はどうなりましたか。】



【設問⑪：シエスタ入級後、外出して人と関わる時間はどうなりましたか。】



【設問⑫：シエスタの満足度】

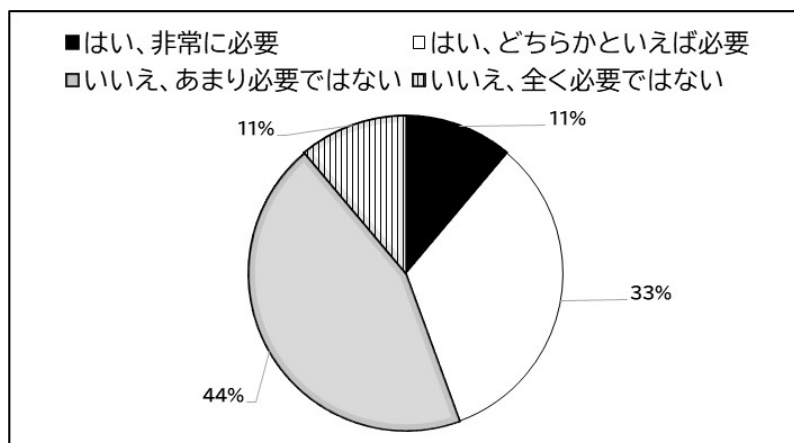


【設問⑮：シエスタの指導内容について「いいな」と感じるもの】

※ 回答が多いものを抜粋

人とのコミュニケーションが楽しくなった	5 人
学習が定着した、勉強するようになった、勉強に興味を持てるようになった	4 人
規則正しい生活リズムを送れるようになった	4 人

【設問⑯：シエスタ以外の生徒たちとの交流の機会が必要か。】



【設問⑰：シエスタについてご意見を聞かせてください。】

A さん	毎日学校に行けるようになった。
B さん	校外学習でディズニーに行きたいです。
C さん	めっちゃ楽しい。
D さん	勉強ができる。
E さん	授業が少ない。
F さん	外出や勉強する機会が増えてよかった。
G さん	今のままがいい。
H さん	楽しいです。
I さん	気軽に話せる先生も多いし、気軽に接してくれる。 嫌なこともなくとてもいい場所だと思います。

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

件名	不登校未然防止に向けた早期相談チラシの配付について
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内容	登校のことで悩みを抱える保護者は、心理的な余裕がないなどの理由により自身で情報を探すことが難しく、不登校支援に関する情報にたどり着きにくいケースがあることから、以下のとおりプッシュ型の周知を開始したので報告する。 1 目的 児童・生徒が学校に行きづらさを感じ始めた段階で、保護者へ不登校支援に関する情報を届け、保護者の孤立や悩みを抱えることを防ぎ、早期支援に繋げるため。 2 チラシの内容 登校のことで悩みを抱える保護者にアンケートを実施し、子どもが登校しぶりの時など、早い段階で知りたかった情報を記載（チラシは次頁参照） ① 家庭での子どもとの接し方 ② 相談できる場所 ③ 利用できるサポート 3 周知方法 (1) 「連続3日以上か累積5日以上欠席日数」に達するなどの不登校傾向がみられる児童・生徒の家庭へ学校から配付 (2) 夏休み明けなど、不登校児童・生徒が増加傾向になる前段階でC4th Home&Schoolにて全保護者に配信（8月25日に配信済） (3) 不登校支援ポータルサイトに掲載 4 今後の方針 学校だけではなく、不登校支援連絡会に参加している団体等にも配付し、様々な方面から各家庭にアプローチをすることで、早期支援に繋げていく。

こんな **お子様** のサイン

実は **学校へ行きづらい** のかも・・・

- ☐ 頭痛・腹痛を訴えることがある
- ☐ 遅刻や早退が増えてきた
- ☐ 口数が減ってきた
- ☐ 朝なかなか起きられない
- ☐ 学校の話をしたがらない
- ☐ 登校準備に時間がかかる



その気づきに**寄り添い**を
早めのご相談を



子どもとどう接したらいいの？

お子様の気持ちを受け止め、寄り添うために大切なことをお伝えします。

ご家庭での接し方はこちら

区HP



学校でサポートしてもらえるの？

スクールカウンセラーや別室登校、登校支援などのサポートがあります。

学校のサポートはこちら

区HP



区にも相談できるの？

区では、教育相談員(臨床心理士 etc)との相談をはじめ、さまざまな支援を行っています。些細なことも、いつでもご相談ください。

区HP



相談の詳細はこちら

区HP



区の支援をまとめたHP

ご相談窓口

足立区子ども支援センターげんき教育相談課

受付時間 月～土 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)

西新井：☎ 03-3852-2872

綾瀬：☎ 03-3838-3588

竹の塚：☎ 03-5851-8507

▲ 足立区教育委員会

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

件名

【追加】令和9年度知的固定学級の西側エリア新設について

所管部課名

こども支援センターげんき支援管理課

内容

令和9年度に中島根小・北三谷小で知的固定学級を新設すること（令和8年4月16日文教委員会報告済）に加えて、西側エリアへの2校新設について報告する。

1 西側エリアの新設校

学校名	所在地
鹿浜未来小	鹿浜 5—18—1
皿沼小	皿沼 1—19—1

2 新設の理由

(1) 西側エリア（西伊興小、鹿浜第一小、江北小）において来年度の空き予定を上回る申し込みが見込まれている。

学校名	空き予定数	申込数(推定)	超過見込み数
西伊興小	8人	9人	1人
鹿浜第一小	1人	7人	6人
江北小	4人	8人	4人

(2) 西側エリアの各校は既に4学級の特別支援学級があり、これ以上の増学級の要請は困難な状況となっている。

(3) 近隣地域に新設をしない場合は抽選が発生する可能性が高く、抽選から漏れた場合は遠隔地への通学を余儀なくされる。

(4) 近隣地域で需要を吸収できる見込みが高い鹿浜未来小学校（鹿浜第一・江北の需要）と皿沼小学校（西伊興・鹿浜第一の需要）で新設することが望ましいと考えられる。

※ 数字は学級数

	3 今後の予定
--	----------------

- | | |
|--|--|
| | <p>(1) 新設に向けて関係機関と引き続き調整していく。</p> <p>(2) 他エリアの申し込み状況も注視し、需要が集中する場合は増学級対応等を行っていく。</p> |
|--|--|

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

件名	(仮称) 小学校版SSRの令和8年度モデル設置について																						
所管部課名	こども支援センターげんき 教育相談課、支援管理課																						
内 容	不登校児童の未然防止やインクルーシブ教育の推進を図るため、令和8年度中に、別室未整備の小学校8校へ、教室に入りづらい児童のための「(仮称) 小学校版SSR (以下「小学校SSR」という。)」としてモデル設置したいと考えている。																						
	1 中学校SSRと小学校SSRの違い																						
		<table><tr><td></td><td>中SSR</td><td>【新】小SSR</td></tr><tr><td>設置</td><td>R8：25校設置済</td><td>R8：8校設置予定 ※ モデル設置</td></tr><tr><td>目的</td><td>中1ギャップの防止、進路選択への支援、社会的自立に向けた社会とのつながり強化</td><td>校内に教室以外の「居場所」を確保し、<u>学校が「安心して過ごせる、行きたくなる場所」となることで、不登校の未然防止を図る。</u></td></tr><tr><td>対象</td><td>生徒は原則いつでも利用可能</td><td>① 登校できるが教室に入れない児童 ② 教室に入る前や学校生活の中で、気持ちを整える必要がある児童</td></tr><tr><td>人材</td><td>教員経験を有する指導員が常駐</td><td>登校サポーターが常駐(※学習指導ではなく、児童への寄り添い支援を優先するため、教員免許等の資格要件を不要とする)</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>学習指導、進路指導、コミュニケーション</td><td>① まずは「居場所」機能重視 ② 個別学習の見守り</td></tr><tr><td>環境</td><td>「個別学習」「共同作業」「リラックス」3つのスペース</td><td>各校の状況に応じて、「リラックス」や、気持ちを落ち着ける「クールダウン」を狙いとした環境整備を行う。</td></tr></table>		中SSR	【新】小SSR	設置	R8：25校設置済	R8：8校設置予定 ※ モデル設置	目的	中1ギャップの防止、進路選択への支援、社会的自立に向けた社会とのつながり強化	校内に教室以外の「居場所」を確保し、 <u>学校が「安心して過ごせる、行きたくなる場所」となることで、不登校の未然防止を図る。</u>	対象	生徒は原則いつでも利用可能	① 登校できるが教室に入れない児童 ② 教室に入る前や学校生活の中で、気持ちを整える必要がある児童	人材	教員経験を有する指導員が常駐	登校サポーターが常駐(※学習指導ではなく、児童への寄り添い支援を優先するため、教員免許等の資格要件を不要とする)	活動内容	学習指導、進路指導、コミュニケーション	① まずは「居場所」機能重視 ② 個別学習の見守り	環境	「個別学習」「共同作業」「リラックス」3つのスペース	各校の状況に応じて、「リラックス」や、気持ちを落ち着ける「クールダウン」を狙いとした環境整備を行う。
		中SSR	【新】小SSR																				
	設置	R8：25校設置済	R8：8校設置予定 ※ モデル設置																				
	目的	中1ギャップの防止、進路選択への支援、社会的自立に向けた社会とのつながり強化	校内に教室以外の「居場所」を確保し、 <u>学校が「安心して過ごせる、行きたくなる場所」となることで、不登校の未然防止を図る。</u>																				
	対象	生徒は原則いつでも利用可能	① 登校できるが教室に入れない児童 ② 教室に入る前や学校生活の中で、気持ちを整える必要がある児童																				
	人材	教員経験を有する指導員が常駐	登校サポーターが常駐(※学習指導ではなく、児童への寄り添い支援を優先するため、教員免許等の資格要件を不要とする)																				
	活動内容	学習指導、進路指導、コミュニケーション	① まずは「居場所」機能重視 ② 個別学習の見守り																				
	環境	「個別学習」「共同作業」「リラックス」3つのスペース	各校の状況に応じて、「リラックス」や、気持ちを落ち着ける「クールダウン」を狙いとした環境整備を行う。																				
※ 小学校SSRの正式名称は、モデル校SSRを利用した児童の意見を聴き、決定する。																							

2 小学校の別室開設・登校サポーター（以下、登サポ）配置状況

別室未開設 15校 (未開設のため登サポ未配置)		別室開設済 52校	
理由： 部屋なし	理由： 対応教員不足等	登サポ配置済	登サポ未配置
8校(A)	7校(B)	27校(C)	25校(D)

「別室を開設していない学校」調査（令和8年1月15日現在）

(1) 別室未開設の部屋なし8校（A）の現地調査結果

ア 6～7月、8校への現地調査を実施した。

イ 7校は整備すれば開設可能な教室があることを確認した。

ウ 1校は対象児童や利用できる教室がなく、令和8年度は整備困難と判断した。

(2) その他

一方、(C) 1校は、PC室の一角を区切るのみで別室として利用しており、環境整備が必要なことから、「部屋なし」対象校(A)に新たに加えることとした。

3 小学校SSR設置に必要な物品購入経費

(1) 9月補正予算の内容・計上額

小学校SSRに必要な物品（消耗品・備品）の購入経費
328,448円×8校分÷2,628千円（一般財源）

(2) 対象校

千寿常東、西新井、西新井第一、西伊興、青井、中川、六木、東伊興

(3) 積算根拠（1校あたりの物品種別・費用・導入個数）

物品種別	費用・導入個数
落ち着きブース※1	@113,850×1個
落ち着きデスク※1	@ 17,600×2個
落ち着きテント※1	@ 11,000×2個
クッションマット※1	@ 30,140×1個
テーブル	@ 54,120×1個
スツール	@ 11,000×6個
タイムタイマー	@ 7,138×1個
合計	328,448円（税込）

※1 特別支援教育の現場で導入されている組み立て式の半個室スペース等の物品一式。感情が高ぶった子どもが一人になり心を落ち着かせることができ、自己調整能力の向上につなげられる。

(4) 各校の環境整備について

学校ごとに児童や部屋の状況などが異なるため、各校に予算配布し、各校において、予算額を上限に必要な物品を購入する。

落ち着きブース



落ち着きデスク



落ち着きテント



※AI を活用して作成したイメージ図

4 今後のスケジュール（予定）

年月	内容
8年10月末以降	〈小学校SSRモデル 順次開設〉（A）
8年12月～ 9年 4月	モデル校以外にも環境整備を行うことを念頭に、 効果検証実施（A） （長欠児童の欠席日数推移／関係者アンケート、 不登校出現率等）
9年 4月	全小学校に登校サポーター等の定数配置（A～D） ＊（B）の別室開設の課題が解消するため、別室等の 全校開設完了
9年4月～12月	本導入に向けた効果検証継続（A）、対応人員の確保・ 整理、予算計上等（B～D）
10年4月	（議決いただいた場合） モデル校以外の小学校への環境整備（B～D） ＊全67校へのSSR設置完了（※）

5 SSR完了（※）までの別室の取り扱いについて

項番1の特徴を満たした教室を「SSR」とし、環境整備等がされない別室は「別室」として残る。

令和8年3定補正により実施を考えているモデル8校以外は、モデル実施の効果検証後、令和10年4月に環境整備を行い、「SSR」に移行予定。

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

件名	東湊江小学校改築工事における新校舎完成時期の遅れによる開校時期の変更について											
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課 施設営繕部 東部地区建設課											
内容	東湊江小学校改築工事において、中東情勢の影響による石油製品（塗装材料等）の供給不足等によって、新校舎完成の時期が遅れる旨の申し出が受注者からあり、開校時期を変更する必要があるため、以下のとおり報告する。											
	1 新校舎の開校時期（予定）											
		<table><tr><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>開校時期</td><td>令和9年4月</td><td>令和9年9月 (夏季休業中の引っ越し)</td></tr></table>		変更前	変更後	開校時期	令和9年4月	令和9年9月 (夏季休業中の引っ越し)				
		変更前	変更後									
	開校時期	令和9年4月	令和9年9月 (夏季休業中の引っ越し)									
	2 新校舎完成時期が遅れる理由											
	(1) 発注済みの塗装材料等は少しずつ納品されているが、契約数量全体の納期が未定である。											
	(2) 外壁塗装などの工事が遅れ、外部足場を解体できないため、その後の工程に影響が及ぶ。											
	3 開校時期変更による主な影響											
	(1) 在学中（1～5年生）の児童および来年度入学予定の子どもと保護者への説明が必要である。											
(2) 仮設校舎の継続利用に加え、バス移動の延長も必要である。												
※ 現時点では、旧こども家庭支援センター等跡地活用事業のスケジュールに影響はないが、事業者からの提案内容や昨今の社会情勢等により、今後の進捗に遅れが生じる可能性がある。												
4 開校時期変更に伴う必要経費（概算）												
一月当たり約44,000千円												
内訳	単位：千円											
	<table><tr><td>内 容</td><td>金 額</td></tr><tr><td>送迎バス賃借</td><td>20,000</td></tr><tr><td>仮設校舎リース</td><td>19,000</td></tr><tr><td>その他（バス誘導時の警備等）</td><td>5,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td>44,000</td></tr></table>	内 容	金 額	送迎バス賃借	20,000	仮設校舎リース	19,000	その他（バス誘導時の警備等）	5,000	合 計	44,000	
内 容	金 額											
送迎バス賃借	20,000											
仮設校舎リース	19,000											
その他（バス誘導時の警備等）	5,000											
合 計	44,000											

	5 今後の予定 (1) 塗装材料の確保等について、受注者にはたらきかける。 (2) 新校舎完成時期の遅れによる影響について整理し、庁内および関係機関と情報共有、連携して必要な対応を取る。 (3) 学校関係者や保護者、地域への丁寧な説明を行う。 (4) 適宜、議会や関係者等へ情報提供に努めるとともに、必要経費については、詳細を積算後、議会に諮っていく。
--	--

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

件名	竹の塚中学校と湊江中学校の第2回統合地域協議会の結果について														
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課														
内容	統合地域協議会の協議内容やその結果等について、次のとおり報告する。 1 第2回統合地域協議会の結果 (1) 日程 令和8年9月7日（月）午後6時30分～午後8時30分 (2) 会場 竹の塚中学校 (3) 出席委員 17名（欠席3名） (4) 委員による意見交換 ア 私は統合反対の立場。竹の塚中学校にある「子どもたちの資質」「大切な唯一の居場所」「地域との繋がり」を守りたい。 イ 30年、40年先を見据え、みんなで知恵を出し合っていくことが私たちの使命だと思う。 ウ 統合により部活動にも影響が出てくると心配している。 エ 結論は先送りにすべきではないと思う。 オ より良い学校を作っていくための協議会だと認識している。 カ 小規模校は残すという前例を作ってもよいのではないかな。 キ 統合に賛成でも反対でもないが、学校は現在の先生と生徒で作り上げているものだと思う。 ク 様々な意見が出ているが、何ごとにも前向きに意見を出し合っていきたい。 ケ 生徒に責任を転嫁させるわけにはいかない。最終的には大人がコンセンサスを取り、前に進むしかない。 コ 竹の塚中学校を湊江中学校の分校として残すことはどうか。 (5) 議題及び協議結果 ア 個別実施計画（案）第3版について <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更点</th><th>変更前（第2版）</th><th>変更後（第3版）</th><th>協議結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合時期</td><td>令和11年4月</td><td>令和12年4月</td><td>合意</td></tr> <tr> <td>新校舎開校時期</td><td>令和15年4月</td><td>令和16年4月</td><td>合意</td></tr> </tbody> </table> 【合意に至った理由】 ① 令和11年度に竹の塚中学校（開校60周年）と湊江中学校（開校70周年）が同時に周年を迎える。 ② 周年は統合前に各校でそれぞれ迎えたい。 ③ 統合時期が1年後ろ倒しになることで、令和9年度入学の生徒は、入学校（竹の塚中学校、湊江中学校）で卒業できる。			変更点	変更前（第2版）	変更後（第3版）	協議結果	統合時期	令和11年4月	令和12年4月	合意	新校舎開校時期	令和15年4月	令和16年4月	合意
変更点	変更前（第2版）	変更後（第3版）	協議結果												
統合時期	令和11年4月	令和12年4月	合意												
新校舎開校時期	令和15年4月	令和16年4月	合意												

	※ 統合の可否については、引き続き協議する。 (6) 傍聴人 22名（学区内14名、学区外8名） 2 今後の予定 (1) 統合地域協議会の結果をニュースにまとめ、令和8年9月末を目途に両校の保護者や近隣の町会・自治会、区ホームページ等で広く周知していく。 (2) 令和8年12月11日（金）に第3回統合地域協議会を開催し、計画（案）第3版に基づき統合の可否を協議していく。
--	--

文教委員会報告資料

令和8年10月9日

件名	学校給食における区共通禁止食材の追加について																
所管部課名	学校運営部学務課																
内容	現在、区内小・中学校の学校給食では、「そば」と「びわ」を区共通禁止食材としているが、以下のとおり、禁止食材を追加する。 1 追加禁止食材 (1) 落花生 (2) くるみ、カシューナッツなどの種実類 ※ ただし、ごま、ココア、チョコレート、栗、ココナッツミルク、ナタデココ、アーモンド、アーモンドエッセンス、杏仁、コーヒーを除く。 2 適用日 令和9年4月1日 ※ 年度途中での変更は混乱を招く恐れがあるため。 3 禁止食材を追加する理由 (1) <u>落花生およびくるみは、すでに約9割の学校が自主規制</u>しているため、実態に合わせた制度とする。 (2) 種実類（特にくるみ）の食物アレルギー児童・生徒が増加しているため、学校栄養士のリスク管理への懸念と除去対応における業務負担を軽減する。 くるみアレルギー児童・生徒数 <table><tr><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>428人</td><td>510人</td><td>527人</td></tr></table> (3) 落花生、くるみ、カシューナッツは、アナフィラキシーを引き起こす可能性が高く、食品表示法に基づいて表示が義務付けられている特定原材料である。 (4) 家庭で摂取する機会の少ない種実類（ピスタチオ、ヘーゼルナッツ等）による、学校での新規発症リスクを回避する。 4 今後の予定 <table><tr><th>日程</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和8年8月、9月</td><td>マニュアル等の修正</td></tr><tr><td>令和8年9月</td><td>各学校へ周知</td></tr><tr><td>令和8年10月 ～令和9年2月</td><td>保護者へ周知 (新入生) 就学時健診や新入生保護者説明会 (在校生) 次年度対応確認時</td></tr><tr><td>令和9年4月</td><td>対応開始</td></tr></table>	令和5年度	令和6年度	令和7年度	428人	510人	527人	日程	内容	令和8年8月、9月	マニュアル等の修正	令和8年9月	各学校へ周知	令和8年10月 ～令和9年2月	保護者へ周知 (新入生) 就学時健診や新入生保護者説明会 (在校生) 次年度対応確認時	令和9年4月	対応開始
令和5年度	令和6年度	令和7年度															
428人	510人	527人															
日程	内容																
令和8年8月、9月	マニュアル等の修正																
令和8年9月	各学校へ周知																
令和8年10月 ～令和9年2月	保護者へ周知 (新入生) 就学時健診や新入生保護者説明会 (在校生) 次年度対応確認時																
令和9年4月	対応開始																